

5. 高校職業教育の諸問題

1 高校職業教育の意義とその特殊性

1 意義

高校には、主たる専攻によって区分される「普通教育を主とする学科」（以下、単に普通科という）と「専門教育を主とする学科」（以下、単に専門学科という）が置かれている（高等学校設置基準第5条）。専門学科の大部分は、商業、工業、農業、家庭、水産、看護に関する学科で占められ、高校学習指導要領などではこれらの学科を「職業教育を主とする学科」として一括しており、これを職業学科と呼ぶ。専門学科のうち職業学科以外の学科——理数、音楽、英語、体育、保健体育、美術などに関する学科に学ぶ生徒は全高校生の1%に満たない。このため、高校に置かれている学科を普通科と職業学科に大別して考えることが多い。

2 中等教育という点からみた特殊性

高校教育は中学校教育とともに「中等教育」と位置づけられている。ここでいう「中等教育」は、二重の意味で新しい中等教育である。1つは、中学校から進学しうる事実上唯一の学校であるとともに「義務制でこそないが、国民全体の教育機関として、中学校卒業者で希望する者はすべて入学させることをたてまえ」とする大衆的な教育機関となったことである*。「選ばれた者」ではなく、進学希望者の全部を受け入れることを原則としているから、これは「新しい」中等学校である。他の1つは、高校教育はすべての学科・課程において男女差別を撤廃しただけでなく、普通科と職業教育に関する学

* ただし、1961年から高等専門学校、また1975年には専修学校の制度が発足したので、以後、中学校から進学しうる学校は複数になった。

科とを全く同格の課程、単なる専攻学科の違いとして位置づけたことである。こうして、職業学科で行われる高校の職業教育は、国民大衆に広く門戸を開いていいるという点で新しい中等教育の一環であり、同時に、学校体系のうえで普通科と全く同格の位置をあたえられているという点でも新しい中等教育なのである。

3 職業教育という点からみた特殊性

職業教育という点からみれば、高校職業教育は、職業教育を施すが、同時にその教育が中等教育として位置づけられているところに重要な特色がある。

この特徴は、高校職業学科の教育課程構成に反映している([3・(1)]を参照)。中等教育であるから、その卒業者には大学入学資格があたえられ、実際に進学する者がある。

中等教育であることは高校職業教育の民主主義的性格といえるが、そこには、教育上の困難も含まれる。

しかし、今日の高校職業教育が抱える困難の多くは、直接にはその制度ではなく、主要には学歴主義と能力主義教育政策に由来しているというべきである。

4 職業教育の多様性、なりわい職種の欠落

高校職業教育としては多様な学科が存在するが、大工、左官、屋根職などのいわゆるなりわい職種に関する学科は、ついに設けられなかった。

5 職業訓練との異同、行政管轄の問題

職業教育は、職業に従事するのに必要な知識、技能を系統的・組織的に教授することを目的としている。この意味での職業教育の範囲は広いが、多くの近代国家では、技能の教授に重点を置く教育訓練を職業訓練と称して、学校で行う職業教育と区分して考える傾向が強い。

職業教育と職業訓練とは概念として区別されているだけでなく、行政庁の管轄の面でも区分されていることが多い。わが国もそうである。この省間障壁は、職業に関する教育・訓練を統一的に考察しようとする場合の障害になっていることが少なくない。

2 高校職業教育の歴史と発展

(1) 戦前の実業教育の歴史の概要

- 1 徒弟養成形式の職業訓練と実業学校の併存
- 2 実業学校の歴史の概要

高校職業学科は、新制高校発足の段階では、旧制実業学校を継承して出発した。

(1) 実業学校は、1894年の実業教育費国庫補助法を契機として、1890年代から少しづつみられるようになった。

(2) 実業教育は、1899年の実業学校令によって整備された。同令により、次の学校制度が生まれた。

- 1) 工業学校
- 2) 徒弟学校
- 3) 農業学校（甲種、乙種あり、獣医学校を含む）
- 4) 商業学校（ 同上 ）
- 5) 商船学校
- 6) 水産学校（甲種、乙種あり）
- 7) 実業補習学校
- 8) 実業専門学校
- 9) 実業学校教員養成制度

これらのうち、初等教育の補習を兼ねる7)、専門学校令（1903年制定）に準拠して高い水準の実業教育を施す8)とは、実業学校から除外して考えることが多い。

1920年の実業学校令改正以後、2)がなくなり、新たに10)職業学校的制度が設けられた。

実業学校は、大部分の卒業生を実業界に送り出し、日本資本主義の発展に貢献した。卒業生の大部分は学校で学んだ専門を生かす方面に就職した。

(3) しかし同時に、各種の実業学校のうち、工業学校、甲種実業学校の卒業生には、専門学校入学者検定規程（専検）により、上級学校入学資格が

あたえられたので、若干の者は実業専門学校をはじめとする上級学校に進学した。

甲、乙の区分は1923年以後なくなったが、その卒業生に上級学校入学資格があたえられる学校を「甲種」と通称した。乙種は少なく、実業学校の大部分は甲種であった。

こうしてわが国の中等程度の諸学校は、中学校、高等女学校、実業学校という3種の学校に種別化されて発達した。

教育の普及、資本主義の発展は、これら中等程度の諸学校の量的な拡大をもたらすとともに、その統一化の気運を醸成した。

実業学校が中等学校の一環と見なされていたことは、実業学校が中等野球（今の高校野球）に出席していたことからも読みとることができる。

(1) 1943年の中等学校令は、中学校、高等女学校、実業学校（工業学校、商業学校、農業学校等）を、すべて学校体系上では同格の中等学校と見なし、これを当時は、「新制中等学校」と総称した。新制中等学校は、「皇國ノ道ニ則リテ」「國民ノ鍊成ヲ為ス」という著しく軍国主義的な目的を掲げ、また中学校、高等女学校、実業学校の3種の学校に「種別化」する差別的な措置をとっていた。そういう弱点を含んでいたにせよ、「中等程度の実業学校」を法制面において初めて「中等学校」と見なすに至った意義は重要であった。

3 実業学校の学科課程と教科書

(1) 中学校および高等女学校については学科課程——各教科とその週授業時間数——がこまかく規定され、かつ、教科ごとに教授要旨、教授要目がこまかく規定されていた。

これに対して実業学校については、学科、教科が例示されるだけであり^{*}、学科課程の編成は学校・学科ごとに著しく異なっていた（ただし、中学校、高等女学校、実業学校の学科課程については、文部大臣の認可を要した）。

* 当初から修身について、さらに1930年代に入って公民については、例外的に、教授要旨、教授要目が定められた。

(2) 中学校、高等女学校の教科書については検定制がとられてきたが、実業学校の専門教科の教科書については、検定制もなく、学校の自由に任せされていた。

(3) 中等学校令（1943年）になって初めて実業学校についても、中学校、高等女学校と同様に、「教授及修練課程」の標準、各教科の「教授及修練指導要目」が定められ、また、教科書についても、国定を原則とし、これがないときには検定教科書を原則とし、これもないときにはのみ学校に任せるとした。実際、実業科の検定教科書は第2次大戦中につくられ始めたが、その多くが実際に使用されるのは、むしろ戦後になってからであった¹¹。

4 実業学校の教員養成

戦前の中等程度の学校—中学校、高等女学校、師範学校—の教員は、①いすれも直轄学校である高等師範および女子高等師範ならびにこれを補足する臨時教員養成所による直接養成、②指定学校あるいは許可学校の卒業者に対する無試験検定、③学力検定（文部省が実施したので文検と略称された）による試験検定により養成・供給された。ただし実業学校実業科の教員については、東京帝国大学農科大学附属農業教員養成所（のち、農業教育専門学校となる。東京教育大学農学部の前身）、東京高等工業学校附属工業教員養成所、東京高等商業学校附属商業教員養成所などにより養成したほか、指定する学校の生徒で実業教員になろうとする者には実業教育費国庫補助法により学資を補給するなどの措置をとっていた。それでも実業科教員は不足がちであった。

(2) 発展の経過

1 高校職業学科（発足当初は職業課程と称した）の成立

(1) 1948年4月には、旧制実業学校を継承して、大部分が単独の職業高校として出発した。

高校学習指導要領は出されず、これに代わるものとして、通達が出された。

(2) 1948年秋から50年春（大部分は49年）にかけて、都道府県単位で、公

立高校の統廃合が実施された。この過程で、いわゆる高校3原則（通学区制、男女共学制、総合制）が実施された。水産高校を除く職業高校の多くは総合制化された。しかしながらには、多校舎校という無理な形態もあった²⁾。

2 産業教育振興法の成立（1951年）以後

- (1) 職業学科の高校長たちの熱心な運動により、1951年に産業教育振興法が議員立法により成立した。これにより、高校職業学科の物質的基礎が整備されることとなった。
- (2) 1951年の大学入試から、社会、数学、理科についてはそれぞれ2科目（それまでは各1科目）出題されるようになる。このころから、職業学科と大学との接続関係（アーティキュレーション）が悪くなる。
- (3) 産業界の要望に応えて1950年代後半から、高校職業教育の振興が叫ばれるようになった。
- 他方、1955年の高校学習指導要領改訂（56年より学年進行で実施）は、普通科への大学進学コースを推奨するなど、普通科と職業学科との分裂を決定的なものとした³⁾。
- (4) 1960年の高校学習指導要領改訂は、能力主義を基調としており、55年改訂の路線を継承、拡張し、普通科と職業学科とでは必修科目やその単位数に差を設けるなど、職業学科からの大学進学を困難にした。
- (5) 1960年代後半には（その直接の現れは、66年の中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」）、職業学科の多様化が促進された。
- (6) 70年代に入ると、高校教育における諸矛盾がとりわけ職業学科に集中的に現れてきた。

3 高校進学率90%時代と高校職業教育の減少

- (1) 高校進学率が上昇し、高校教育全体が拡大する中で、職業学科も拡大しつづけた。この中で、職業学科在籍生徒数は、ほぼ一貫して40%を占めていた。
- (2) しかし、1972年ころから、換言すると高校進学率が90%台に入るころ（1974年=90.8%）から、高校職業学科の比率は低下し始め、近年では2

5%台まで下がっている。

3 職業学科の内容と課題

(1) 職業学科の種類と教育課程

1 高校学習指導要領と学校における教育課程の編成

教育課程は、学習指導要領に準拠して、学校が定める。教育委員会へは届出制。

2 普通科目と専門科目の構成

多くの場合、普通教育科目については学習指導要領が定める必修科目を含めて50単位以上、専門科目については40～48単位程度（現行学習指導要領では最低は30単位）をもって編成する。

各学校、各学科ごとに違うが、学科の種類による差が大きい。

3 高校の学科の種類

高校の学科の種類や規模は設置者が決める。しかし、国の政策の動向に左右されることが多い。1960年代末に始まったいわゆる学科多様化政策や、ここ数年顕著にみられる学科多様化の動向はその例である。

4 実習の位置づけ

学科の種類のいかんを問わず、職業学科の教育課程には、実験・実習が必ず含まれる（実験も、実習と称することが多い）。これは、職業学科の教育課程の重要な特色となっている。

実習の位置づけ、内容、方法は学科の種類により異なる。学科家庭科や農業科には、ホームプロジェクトという特殊な形態の学習もある。

5 専門科目の教科書

専門科目の教科書も、検定教科書を使うことを原則としている。しかし、現実には専門科目の種類は多岐にわたるため、需要が多いゆえに複数の検定教科書が出版されている科目もあるが、1種類しか発行されていない科目、教科書が発行されていない科目も少なくない。

検定教科書がある場合でも、単位数は学校により異なることが多いので、その活用の方法は多様である。

表 5-1 高等学校に設置されている学科の種類

年度	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	その他	計	内職業
1966	1	51	131	12	13	10	1			218
1967	1	54	134	14	14	13	1			230
1969	1	52	135	19	14	12	2	13	248	234
1970	1	53	139	20	13	11	2	13	252	238
1971	1	59	133	22	13	13	3	12	256	243
1972	1	64	141	20	12	14	1	20	273	252
1973	1	66	140	21	14	15	1	19	277	257
1974	1	69	134	20	14	14	1	18	271	252
1975	1	67	128	20	14	15	1	19	265	245
1976	1	70	120	21	13	16	1	18	260	241
1977	1	69	121	19	13	15	1	18	257	238
1978	1	68	117	20	13	13	1	18	251	232
1979	1	69	117	21	14	14	1	20	257	236
1980	1	73	117	19	14	14	1	23	262	238
1981	1	76	116	19	14	13	1	26	266	239
1982	1	76	115	20	14	13	1	26	266	239
1983	1	79	117	24	14	14	1	29	279	249
1984	1	77	105	25	14	15	1	29	267	237
1985	1	81	112	28	14	15	1	33	285	251
1986	1	90	111	32	16	15	1	33	299	265
1987	1	99	118	35	24	18	1	37	333	295
1988	1	109	135	48	27	21	1	42	384	341
1989	1	122	139	52	31	29	1	42	417	374

※「産業教育」誌に発表された文部省職業教育課の調べによる。

※「内職業」は計から「普通」および「その他」を引いたもので、「その他」には理数科や芸術関係の学科等の他に職業に関する学科も若干含まれている。

教科書が発行されていない科目については、市販の図書、教師（集団）の自作の教材などの副教材が用いられる。

実習については、商業科の一部の科目を除き、当該校の施設設備の状況に左右される部分が大きいので、統一的な教科書はなじまない。そのため、各校が独自に実習指導書をつくる場合が多い。

(2) 各学科ごとの概説

1 農業に関する学科

(1) 量的にみると、戦後しばらく増大し、1965年にピークとなって以後減少しつづけて今日に至っている。しかし、高校生中の比率という点では、戦後一貫して減少しつづけている。これは、日本の産業の中での農業の位置を反映している。

(2) 学科構成（学科の種類と数）

農業系学科は、生徒数、学科数が減少する中で、学科の転換を図ることが多く、そのために学科の種類は増える傾向にある。

(3) 全体的には、伝統的ないわゆる自営者養成学科が減少し、いわゆる農業関連学科が増加している。

表 5-2 農業に関する学科の変遷

1966年		1989年	
農業	794	農業	271
生活	273	生活	192
園芸	156	園芸	183
畜産	128	畜産	78
農業土木	86	農業土木	87
林業	83	林業	61
食品化学	37	食品化学	57
農芸化学	25	(66年は9) 造園	33
農産製造	25	生活科学	30
農業機械	16	食品製造	29
(計 51種 1,735)		(計122種 1,354)	

近年は、バイオテクノロジーが注目され、生物工学科の新設が目立っている（89年で16学科）。

(4) 生活科の問題

農業に関する学科生徒総数の約3分の1は女子である。これは、商業科に女子が多いこととは意味が異なり、生活科という（少なくともかつては）農家の主婦養成を目指す学科が広範に存在しているからである。この学科は、かつては農村家庭科と呼ばれたもので、現在でも、専門科目の中で家庭科教育の占める比重は大きい。

2 工業に関する学科

(1) 量的には1965年まで増大し、以後次第に減少して1989年には48.9万名である。職業学科の中では、つねに商業科に次いで多い。

全高校生中の比率は、1970年ころの13.4%をピークに、以後次第に減少して近年は約9%である。工業地帯ばかりではなく、農山村にまで分散している。

(2) 学科構成

学科の種類は1989年現在139種に達している。しかし、機械（645学科）、電気（535）、建築（270）、土木（178）、工業化学（169）、電子（164）、電子機械（96）、自動車（76）、情報技術（66）、インテリア（52）……というような学科が主力であることに変わりはない（計2,742学科中上位10学科で82%）。

(3) 近年は、電子工学関係、ME化関係、コンピュータ関係、インテリア関係の学科の増大が目立っている。

3 商業に関する学科

(1) 戦前（実業学校時代）、戦後（高校職業学科の時代）を通して、職業学科の中で生徒数が最も多いのはつねに商業科であった（唯一の例外は第2次大戦末期の一時期）。

表 5-3 商業に関する学科の主な小学科

商業	1,295	学科
情報処理	199	
経理	60	
事務	46	
営業	18	
（計）	52種	1,391 学科

- (2) 学科構成（1989年；表5-3参照）
- (3) 商業科は、伝統的に一学科であったが、1960年代後半から、学科多様化政策がとられて学科の種類が増加した。
- (4) 70年代以降、情報処理科をはじめとするコンピュータ関連学科の増加が目立っている。しかしこの学科は、簿記会計など商業系学科としての共通科目は学ばせるので、工業系学科ほどに専門分化してはいない。
- (5) 女子の多いこと（7割以上）も最近の商業系学科の特色の1つである。

4 水産に関する学科

学科数、生徒数ともあまり多くない。すべて水産高校である。

200カイリ時代に入って海洋漁業が不振となっている中で、海洋漁業関係の学科の多いことが、この学科の教育を困難にしている。

5 家庭に関する学科

(1) この学科には、一時期（1955～67年）は農業科生徒より多くの生徒が学んでいたこともあり、今なお農業科に匹敵する生徒が在籍している。しかし意外に知られていない学科である⁴⁾。

(2) 近年増加し始めた調理科に若干の男子がいるのを除くと、ほとんど全部が女子のみで占められている。

(3) 学科構成

家政科、家庭科が最も多く、被服科がこれに次いでいる。

調理師免許が取得できる調理科を除くと、職業教育としての専門性には疑問が持たれている。

(4) そのためか、職業学科の中では進学率が高い（1986年で13.7%）。

6 厚生に関する学科

実際に存在するのは、衛生看護科のみである。この学科は、職業学科多様化政策の一環として、1967年ころから設置され始めた。

高校教育の枠組みの中で準看護婦養成を行う学科である。公的資格が設定され、デマケーションのはっきりした職業を目指しているので、専門性が高く、生徒の学習意欲も強い。

ただし、学習するなかで準看護婦のデマケーションが看護婦のそれに比し

て著しく限定されていることに気づくため、卒業後さらに看護婦資格取得を目指して学習を継続する者が多い。

保健婦助産婦看護婦法改正問題——準看護婦の制度をなくそうという動きはたびたび起きているが、医師会の反対で実現していない。

(3) 定時制、通信制と技能教育施設との連携

1 連携に関する戦前の経験

1926年に青年訓練所令が制定され、青年訓練所が発足すると、男子青年には從米からあった実業補習学校と青年訓練所という2つの教育訓練の機会が存在することになった。

1935年に青年学校令が制定され、実業補習学校と青年訓練所とは青年学校という制度に統一された。1939年からは、中等学校に進学しない男子については、青年学校への就学義務が課された。

他方、国家総動員法（1938年）による工場事業場技能者養成令（1939年）は、工場・鉱山に対して一定数の技能者養成を義務づけた。このため、工場・鉱山等においては二重就学、二重監督の問題が生じた。

2 連携制度の成立（1961年）とその背景

(1) 制度の概要

一定の条件を備えているとして都道府県教育委員会（この制度の発足当初から1988年までは文部大臣）が指定した技能教育施設に在籍する者が高校の定時制あるいは通信制課程に学ぶ場合には、当該技能教育施設における学習（実習や専門科目の一部）を連携した高校（定時制あるいは通信制）での習得単位として認定する制度。

(2) 歴史的背景

企業内の職業訓練の拡充に伴って、その訓練生で定時制高校に通学する者も増加してきた。産業界は、このような場合、実習実習や専門科目など少なからぬ科目については定時制と企業内教育とにおいて二重学習となっていることを問題にし、企業内教育としての学習を高校の定時制あるいは通信制の単位として認定する制度を設けるよう主張してきた。このような

主張は、新制高校の発足当初からみられた⁵⁾が、1960年の学校教育法一部改正（第45条の2の新設）により実現した。

(3) 問題

- 1) 当初は、連携し得る施設として指定を受けるための条件が厳しく、現実に連携した施設は少なかった。67年に指定条件が緩和されて以後は、企業内教育施設以外のもので連携するものが増加したため、後期中等教育の多様化という意味を強く持つようになった。
- 2) 連携の形態は多様である⁶⁾。いずれの形態をとるにせよ、連携生徒を受け入れる高校側からは、学校教育では普通は高学年に配当される専門科目を低学年で学ぶことや、学校運営などの点で種々な困難が多い、企業の動向に左右されやすい⁷⁾、などの問題が指摘されている。
- 3) 連携制度のもとで学んでいる生徒についての調査によると、確かに二重学習の負担は軽減されているが、施設での学習と高校での学習との間で、価値観の分裂がみられる、と指摘されている。

3 連携制度の拡張

発足当初（60年）の指定条件は、修業年限3年以上と厳しかった。このため、実際に連携し得るのは企業内教育施設の一部に限られた。67年に修業年限1年以上と指定条件が緩和されたため、企業内教育施設のほか、公共職業訓練施設、各種学校（75年以降は専修学校高等課程）、経営伝習農場等も連携し得るようになった。しかし、高校進学率向上などのため、連携制度は期待されたほどには発展しなかった。

1988年の学校教育法一部改正により、定時制および通信制課程の修業年限は3年以上とされ（従来は4年以上）、また連携を認可する官庁は文部大臣から都道府県教育委員会に変わった。政府の専修学校重視策を反映し、この時期から高校と専修学校高等課程との連携は増加の傾向にある。

(4) 女子の職業教育

1 戦前日本の社会における女性の位置

戦前日本では女子の教育機会は構造的に差別されていた。それは、徹底し

た性役割分業觀に支えられた社会における女性の位置の反映であり^{*}、また、女性を差別的に扱う政策の結果でもあった。イデオロギーとしては、良妻賢母主義が強調された。

* 公法上の女性の地位。民法上の女性の位置（＝家庭制度）

2 戦前日本の女子教育体系と家事・裁縫教育

戦前日本の教育体系で男女が共通だったのは初等教育だけで、そこにおいてさえ女子には「裁縫」「家事」が余分に課された。

中等レベルでの教育機関では、女子にはつねに「裁縫」「家事」が課され、それが、教育上の男女差の重要な要因となっていた。

女子の学ぶ中等実業学校は著しく偏っていた。

高等学校および官立専門学校は、女子の入学を拒んでいた（例外は東京音楽学校のみ）。こうして、職業教育に関する女子の教育機會は著しく制約されていた。したがって、女子には職業教育の機会を提供するという点で、女子専門学校は重要な意義を持っていた。

3 戦後日本の男女共学の理念と現実

憲法をはじめとする法制度上の女性差別は撤廃された（公法、民法改正＝家制度の解体など）。上級学校への進学機会を平等にするなど、教育上の男女差別も撤廃された。

しかし、教育理念としての男女共学は承認されても、それを教育課程の面で完全に実現することは容易ではなかった。女子には家庭科教育が必要だという意見は政府側にあっただけでなく、女性自身もながくこれを容認してきたからである。

4 女子差別撤廃条約と「家庭一般」女子必修方式の解体、再編

女子差別撤廃条約の批准（1985年）を契機として、家庭科をめぐる制度上の男女差別はようやく1989年の学習指導要領改訂によって解消された。

この高校学習指導要領改訂は、すべての男女に職業教育の基礎を課すようにするための道を開く好機であったが、女子用科目としての「家庭一般」を温存しようとする家庭科関係者らの根強い反対で実現しなかった^④。

5 女子が学んでいる職業学科の学科構成の問題

学科の種類や量は設置者の企図の結果であるから、学科構成に女子の選好が反映しているとはいえない。しかし、男女の比率が同等なのは普通科のみで、家庭科、看護科の大部分が女子で占められ、商業科では女子が7割を占め、工業科や水産科では女子が非常に少なく、農業科では3分の1近くが女子である（ただし大部分は生活科）。それぞれの学科におけるこのような女子の比率の著しい偏りには、女子自身に伝統的な性役割分業觀が残っているとみないわけにはいかない。

6 高卒女子の進路の問題

4 職業教育の整備と改革

(1) 職業教育の条件整備

1 教育条件整備の原則

教育基本法第10条（教育行政）

教育は、不当な支配に服すことなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

2 設置者負担主義と国の負担・補助・助成

学校を管理し、その経費を負担するのは、学校設置者である（学校教育法第5条）。

しかし、地方公共団体の財政規模は不均衡であり、また、私立学校に対しては教育の機会均等の趣旨から過大な父母負担を軽減する必要がある、などのために、国の負担・補助・助成などが行われている。

国庫負担——義務教育学校の教員の給与、義務教育学校の建設費、市町村立高等学校定時制課程の教員の給与など。

国家補助——理科教育振興法、産業教育振興法、定時制通信教育振興法など。

国庫助成——私学助成。

3 産業教育振興法

- (1) ドッジライン（1949年）による実業教育費国庫補助法の打ち切りに危機を感じた職業教育高校長らの働きかけにより、1951年に議員立法として成立した。
- (2) 学科ごとに設定される施設設備に関する基準（財政補助基準）に達するまで、補助するのが本来の趣旨。
- (3) 産業教育の振興に関する計画を審議するための中央産業教育審議会（現在は理科教育および産業教育審議会）と都道府県産業教育審議会とが設定されている。
- (4) 職業学科の職業教科担当の教員に手当（7%）を支給する。
- (5) 生産物による収入を当該校の教育経費に繰り込むことを規定したいわゆる還元金制度（第3条の2）は、現実には一定の収穫をあげることを強要する結果になるなど、教育実践を拘束している場合がある（特に農業科の場合）。

4 私費負担の問題

職業高校では、公立高校の場合でも、公に定められている授業料のほかに、実験実習費等の名目で私費による負担を求めている場合が少なくない。公的に負担すべきものである。

5 安全管理と安全教育

- (1) 職業学科では、普通科にはない実験実習があるので、安全管理、安全教育には十分留意する必要がある。

施設設備を安全な状態に維持・管理するのは、設置者の責務である。この安全管理の基本は、フルプルーフである。安全管理と安全教育とを混同してはいけない。

教職員の安全については、労働法規に規定があるが、生徒の安全については法的規制が欠けていることに留意する必要がある。ただし電気工作物等の安全基準等は、その使用者のいかんを問わない。

- (2) 小学校など低学年における安全教育は安全指導とほとんど同義である。しかし職業学科における安全教育は、安全指導にとどまらず、安全管理に

ついても教育する必要がある。

- (3) 不幸にして生徒に災害事故が発生した場合の処置——急救措置と事後の処理は生徒第一に。

「学校管理下」の事故・疾病に対する医療費については、日本体育・学校健康センター法（1960年に成立したときは日本学校安全会法、1986年2月末までは日本学校健康会法）による災害共済給付がある。また、障害事故、死亡事故については見舞金が支給される。これは補償金ではないことに注意。

学校災害補償制度が確立していないために、学校事故をめぐる訴訟は近年増加傾向にある。

（2）情報化、ME化と高校職業教育

1 科学・技術の進歩と高校職業教育

高校職業教育は、しばしば、科学・技術の進歩など社会における変化の影響を直接に受けける。近年における半導体技術の急激な進歩、コンピュータ産業の発展はその典型的の1つである。

2 情報化、ME化をめぐる教育政策の展開

- (1) 1969年12月、理産審（理科教育および産業教育審議会）は「高等学校における情報処理教育の推進について」建議し、情報技術科、情報処理科の設置を提唱した。以後、産業教育振興法による基準の設定、助成措置、1970年改訂の高校学習指導要領への記載など一連の施策がとられた。これにより、情報関連学科は急増し始めた。また各地に、情報処理教育センターが設置されるようになった。

- (2) 1983年10月には、産業教育調査員会議エレクトロニクス部会報告が電子機械科の設置を含むME化へ対応策の強化を提唱した。愛知県ではこの前年に電子機械科が設置されていたが、この報告を契機として、電子機械科は急増し始めた。

- (3) 1985年2月、理産審「高等学校における今後の職業教育のあり方について」答申。

表 5-4 高校における情報処理・ME 関連学科

	情報技術関係学科			情報処理関係学科			電子機械科		
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
1970	0	3	3	1	3	4			
1975	23	11	34	65	19	84			
1980	24	8	32	73	15	88	(82年)1	0	1
1985	32	10	39	86	20	106	13	2	15
1986	40	17	57	110	27	137	25	5	30
1987	44	21	65	135	34	169	43	7	50
1988	59	24	83	168	35	203	67	9	76
1989	71	24	95	195	46	241	85	11	96

出典：文部省初中局職業教育課調査による。

高校職業学科の専門教育については、高校学習指導要領の改訂（1989年。1984年より学年進行で実施）に先立って、この答申に従った改編が進行し始めた。情報化、ME 化への対応、農業教育へのバイオテクノロジーの導入などを軸とした学科編成が急速に進行している。

(4) 1985年3月、社会教育審議会放送教育分科会「教育におけるマイクロコンピュータの利用について」

(5) 1985年8月、「情報化社会に対応する初等中等教育のあり方に関する調査研究協力者会議第1次審議とりまとめ」

この2つの報告書は、学校におけるコンピュータの活用法（CMI, CAI, コンピュータ教育）を示唆し、またそのための施策を訴えるなど、小・中学校および高校普通科へのコンピュータ導入を企図した。この年から小・中学校へのコンピュータ導入に関して補助金が出されるようになったので、コンピュータ導入は急速に進み始めた。

(6) 1986年4月、臨時教育審議会第2次答申は「情報化への対応のための諸改革」を提唱した。

1) 情報化に対応した教育に関する原則

2) 初等中等教育や社会教育などへの情報手段の活用と情報活動能力の育成

3) 高等教育や学術研究への情報手段の活用と人材の育成

臨教審答申は、「生涯教育」の美名を用いながら、全体としては公費による職業教育切り捨ての方向を示している。この中でコンピュータの導入に関しては突出して強調している。

公費によるコンピュータ関係の職業教育の拡充は遅れているが、私費負担を原則とする専修学校の拡充は奨励され、実際に拡充されている。しかし、専修学校の教育実態には問題が多い。

このような政策は、ソフトウェア関連の労働力不足に危機を感じている通産省をいらだたせている。

3 学校へのコンピュータの導入

4 情報技術科、情報処理科、電子機械科⁹⁾

5 普通教育としてのコンピュータ教育

1989年改訂の学習指導要領は「情報化への対応策」の強化をうたっており、高校にはそれが特に著しい。また職業学科については、すべての学科において情報処理科目を準必修科目として課すことにしている。

(3) 職業学科における学習

ここでは、専門（職業）に関する教科・科目の学習を中心に述べる。

1 生徒の学習意欲

いくつかの調査報告は、職業学科には「ほんとうは別の学校、別の学科に行きたかった」といういわゆる不本意入学者が多いことを示している¹⁰⁾。また、職業学科には、学力によって細かく選別された中の低学力者が多いともいわれる。これらの結果、職業学科の生徒の学習意欲は低いといわれる。家庭での学習時間が普通科のそれより少ないので、その現れだとみられる¹¹⁾。職業学科の中退率が普通科のそれより高いのは、上述の諸事情を集中的に表現したものといえる。

ところで、確かに職業学科の生徒の学習意欲は普通科のそれに比べると低いが、彼らもまた学びたいと思っているし、学びたいという意欲は専門科目については強い。この点に着目すると、近年多くの職業学科で行われている

読み書きなどの基礎学力回復の手だても大切であるが、専門科目の授業に工夫をこらすこと、専門学科に学ぶことに誇りを持たせるような教育実践が求められているといえる。

2 いわゆる座学と実習・実習（商業科の「総合実践」を含む）

前述のように、実習・実習を含んでいることは職業教育の重要な特色をなしている。実習・実習は班編成（工業科ではショップ制と呼ぶことがある）による少人数で指導することが多いので、生徒と教師が直接に触れ合う機会も多い。実習・実習は事物に直接に触れるし、達成感を獲得できる。

実習・実習の指導を充実させることは、職業教育の最も重要な課題の1つである。

工業系の学科では、通常の教室における授業を座学と呼ぶ習慣がある。座学と実習・実習の内的関連を図ることは、つねに、職業教育の課題の1つである。

3 授業の展開

(1) 授業展開の順序・方式には種々な提案があるが、一般的に定式化されたものはない。仮にある程度定式化されたものがあったとしても、実際の授業では、生徒の状況に応じて臨機応変にならざるを得ないし、またそうすることが重要だからである。

しかし、どのような展開になるにせよ、学習の動機づけ、導入、展開、演習（練習）、まとめなどに留意する必要があることは一般に認められている。

(2) どのような授業においても、「教える」ことは「分からせる」ことであることに留意すべきである。

4 教師の教材解釈

(1) 授業の質を決める主要因は、授業展開の技法のよしあしではなく、教師の教材解釈の深さと広さである。

生徒の状況を深く、正確に把握することはもちろん必要である。しかし、生徒の学力が低いから水準を下げる、という発想は根本的に間違っている。深い思想、重要な内容をやさしい言葉で順序だてて説明することが

根本である。そのためには、生徒の学力が低いというなら、なおさらには、深く広い教材解釈が求められる。ありていにいえば、教師の不勉強が生徒の学習意欲をおしとどめている場合が少なくないことを軽視してはいけない。

(2) 学習の順次性は、生徒の発達段階や学習の到達度に規定されることはもちろんあるが、個々の教育内容についていえば、基本的には、その教育内容自体が持つ内的な論理、順次性に規定される。教師の教材解釈が、ここでも重要な役割を果たす。

5 学習の目標と評価

授業計画、授業の成果は目標の設定方法に左右される。また、目標のたて方は評価（評定）の方法に関連していく。

(1) 学習指導要領はいわゆる「方向目標」を採用している。これは評価の基準を曖昧にし、これが相対評価を正当化することになっている。

(2) 「到達目標」という考え方を求められている。この考え方を立脚すると、評価の方法も絶対評価、到達度評価となる。

(3) 「資格試験」や「技能検定」においては、到達目標は明確である。全国商業高校長協会などの技能検定が、一定の批判があるにもかかわらず、教育現場で支持されているのは、学習の目当てがはっきりしているからである。

6 技能の指導

(1) 歴史的には、技能の指導は技術教育・職業訓練の中核であったから、各種の技法が開発されてきた。

プロジェクト法——徒弟制度のもとで発達した方法。プロジェクトの全体について指導する。分業を前提としない。技能に習熟させるには、数をこなすことが必要となるので、長期間、長年月を要することになる。

オペレーション法——作業を要素作業（オペレーション）に分割して、その重要なものにつき指導する。19世紀のロシアで開発されたのでロシア法と呼ばれ、各国に普及した。

運動訓練法——要素作業に習熟させることを重視する方法。

オペレーション対象（物品）法—オペレーション法や運動訓練法は、訓練を重視するが生徒の興味をひかない。オペレーション法あるいは運動訓練法に簡単なものをつくるなど一定の目標を合わせて設定するのがこの方法の特色である。

(2) 技能教授を含む実習指導には、作業指導票、知識指導票などを作成・活用することが多い。

7 各種の技術教育の方法

各種の職業訓練や企業内教育の方面では、教育訓練を定型化する技法が開発されてきた。これらは、学校の職業教育にもいく分かは参考になる。

TWI——職長訓練の一種。2時間×5回方式。JM,JR,JI,などがある。

Training Within Industry の略。TWI協会によって厳密に定式化されている。

JST——下級監督者訓練の一種。Jinjin Supervisor Training の略。

接遇者訓練

8 教具

職業教育においては、実験・実習のための器具、機械、装置自体が重要な教材である。

しかし、原理や基礎的な操作を理解させるためには、模型（モデル）やシミュレーション装置が有効である。職業教育の分野では既成品の得がたい場合が多いので、教具を工夫し自作する必要がある。

映像（AV）器機が有効であることはよく知られているが、最近ではコンピュータの活用（CAI=Computer Aided Instruction）が注目されている。

5 卒業生の進路と就職

(1) 卒業後の進路

1 就職

高卒就職者の大部分は、大学と同様に学校の紹介で就職している（職業安定法第33条の2による）。

家庭学科、衛生看護科を除くと、各学科とも8割前後が卒業後直ちに就職

している。専門性の高い衛生看護科だけは、卒業後さらに看護婦資格の取得を目指す進学者が多い。

2 進学——大学、専門学校

高校職業学科は、設置の趣旨からいえば、その卒業生が直ちに就職することを前提としている。実際に、大部分はそのように機能している。

しかし、職業学科に学んだ結果、さらに上級学校に進学したいと思うようになる者も少なくないし、元来進学したかったのに不本意に入学してきた者もある。こうした事情のために、職業学科から進学する者は、例年、1割前後ある（衛生看護科、学科家庭科、商業科ではもっと多い）。高校職業学科は高校教育の一環であるから、進学の路は開かれている。現実には、近年では、職業学科からも専修学校（専門学校）に進学する者が増えている。

また、職業学科から大学に進学する場合には、推薦入学の方法による者が増えている。

3 青年の生き方と日本の進路

将来の日本と世界を背負うのは、若者たちである。青年がどう生きるかという観点からの進路選択の指導が重要である。

(2) 就職と職業指導（進路指導）

1 わが国の労働契約の特殊性

わが国における就職（＝労働力売買契約）においては、つくべき業務の内容を特定することが条件となっていない（『高校教育論』第7章）。これは、デマケーションを重視せず、終身雇用を前提（ないし重視）する職業慣行（＝雇用慣行）に対応している。

2 学校卒業者の就職方法と職業指導の歴史の概要

(1) 資本主義経済は、資本と自由な労働者（労働力という特殊な商品）の存在を前提として成立する。人間を特定の職業、地域に縛りつける身分制の撤廃が市民革命の重要な内容となったのはこのためであり、職業選択（営業）の自由を制約するギルド制が廃止されたのも同じ理由による。

(2) 長い間、学校卒業者の就職に学校が全く関与しない時代がつづいた。

産業資本主義の時代には、企業が直接に労働者募集を行うことを原則とし、現実には、種々な方法が行われた¹²⁾。縁故募集、街頭・新聞などの広告のほか募集人による方法が広く採用された。募集人はしばしば悪質な方法を用いることがあったため、工男女供給県側では、早くから職工募集取締規則などを制定してこれに対処しようとした¹³⁾。しかし紡績業、製糸業では、募集人による農村地域からの労働力調達が長く行われた¹⁴⁾。

このほか、鉱山業では、飯場制度（あるいは納屋制度）が広く行われた。その内容・方法は多様であるが、いずれの場合も飯場頭（納屋頭）による労働力調達請負が基本となっている¹⁵⁾。

(3) わが国では、公営職業紹介制度の発達は遅かった。日本のロバート・オーエンなどといわれる佐久間貞一の影響を受けた豊原又男らの努力で、1921年に職業紹介法が成立し、これにより市町村立の職業紹介所が設けられるようになった（豊原の東京府立職業紹介所のみ例外）。

(4) 1927年11月、文部省は「学校卒業後ノ進路ニ関シ青少年ヲシテ其ノ性能ノ適スル所ニ向ハシムルハ時勢ノ進歩ト社会ノ推移トニ照シ洵ニ喫緊ノ要務ニ属ス」という訓令を出した。このころから、ようやく学校の行う職業指導が注目されるようになった。この年に大日本職業指導協会が発足し、雑誌『職業指導』を発行するなど、学校職業指導の普及充実にのりだした。

なおこの年は、文部省が中等学校、高校・専門学校の入試制度改革にのりだしたという点でも記憶される。

(5) 学校の職業指導は、都市部の高等小学校に少しずつ広まっていったが、戦時経済体制に入ると様相が一変した。1938年には、いわゆる全権委任法である国家総動員法が制定され、また職業紹介法が全面改正された。後者は、「労務ノ適正ナル配置ヲ図ル」ことを目的としており、社会政策立法というより、労働力動員を目的としていた。同法により、職業紹介所は国営となり、全国的に拡充された。また同法第2条が「政府ハ職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必要ニ応ジ職業補導其ノ他職業紹介ニ関スル事項ヲ行フモノトス」と規定していたことは注目される。

(6) 労働力動員を強化するために職業紹介所の機能を強化するとともに、自由な雇用契約は「学校卒業者使用制限令」（1938年、勅令第599号）により著しく制約された。特に1941年以降は、労務調整令（1941年勅令第1063号）により、すべての学校卒業者は、国民職業指導所（職業紹介所が改称した）を経て就職することとされるに至った。実際には、児童、生徒が国民職業指導所に出向いたわけではなく、国民職業指導所が学校を通して紹介するのが普通であった。こうして、学校が児童・生徒・学生の就職に関与する体制ができあがった。

(7) 戦時体制下の学校が行う職業指導・職業紹介は、実態としては、労働力の分配・供給業務の中に組み込まれてしまった。この中で文部省は1942年11月の次官通牒「国民学校における職業指導に関する件」により、職業指導を初等科6年では教科外の時間に、高等科では毎週1時間特設科目を設けて実施させることとした。これに先立ち、中等学校についても1941年11月に職業指導に関して詳細な実施要領を通達していた。

(8) 敗戦後の1945年10月には、労働力調達機構となっていた勤労動員署は勤労署と改称、さらに47年4月には職業安定所と改称した。

1947年12月には職業安定法が制定され、労務供給請負業はほぼ全面的に禁止され、いっさいの職業紹介は職業安定所で行うこととされた。

一方、1947年4月に発足した新制中学校では、日本職業指導協会の働きかけもあり、職業科の一環として職業指導が行われることになった。

(9) 発足時の新制中学校、新制高校卒業者の過半は就職したから、学校の行う職業紹介は重要であった。しかし、学校が職業指導を行うことはともかく、職業紹介を行うことについては、職安法の趣旨に照らして、「疑問の点があった」¹⁶⁾。こうした問題を解消するために1949年5月に職業安定法の一部改正（25条の2、3、4、および33条の2の追加）が行われ、学校の行う職業紹介が公認されるに至った。

(10) 職業安定行政に関してつくわえると、1960年前後から居住地あつ旋優先の原則（職業安定法第19条）がくずれて広域職業紹介が大幅に実施されるようになり、中卒者（のちには高校卒業者）の集団就職が行われるよ

うになったことが注目される。

3 職業指導から進路指導へ

公式文書などでは学校の行う職業指導には上級学校進学指導も含まれるとされてきたが、実態としては就職希望者に対する指導と解されていることが多い。他方、中学校の職業指導が教科（職業・家庭科）の中に位置づけられていたことにも、疑惑が出されていた。そこで1958年の中学校学習指導要領改訂では、職業指導は、進学指導とともに「進路指導」の名のもとに括され、特別活動——具体的には学級活動の中に位置づけられた。

しかし、他方、「職業指導」の免許状、高校の職業教科の免許状を取得するために修得すべき科目としての「職業指導」は残されたので、「職業指導」という言葉と「進路指導」という言葉とは共存することとなった。

ちなみにいえば、職業安定法は次のように定義している（第5条④）。

「この法律で職業指導とは、職業に就こうとする者に対し、その者に適当な職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を大ならしめるために必要な火習、指示、助言その他の指導を行うことをいう」

4 学校教育における職業指導（進路指導）、職業紹介の位置

(1) 学校教育における職業指導（進路指導）は、行政上は、ほぼ一貫して、教科あるいは教科外の特定の時間に行うべきものと位置づけられてきた。このような考え方は領域主義と呼ばれる。これに対して、職業指導は教育指導の全体を通して行われるべきで「職業指導のみのために特別の一科を設けることは適当でない」という考え方もある¹⁷。この考え方は、職業指導を学校の教育機能の一環として位置づけているとみられるので、機能主義と呼ばれる。

(2) 学校の生徒に対する職業指導（進路指導）を誰が実施するかについても、議論が多い。戦前は一貫して、一般の教師が行うものとされてきた。戦後は、一般の教師が行うという考え方を継承しながらも、他方で、「職業指導」の免許状を設け、「職業（進路）指導主事」の職掌名を設ける——実態としては機能していない——などの考え方もみられた。外国には、日本のように教師の仕事とする場合のほか、アメリカなどのように学校にその

ためのカウンセラーを配置する場合、フランスなどのように学校外の職業指導所の職員が担当する場合などがある。いずれにせよ、その根底には、職業指導には専門的な知識を要し、これを一般の教員に行わせることには無理があるという考え方がある。

(3) 特に、一般の教員に職業紹介を行わせることには疑惑が少なくない。

6 教職員の実状

1 教職員の構成

高校職業科には、教諭、実習教諭、実習助手（または助手）、技手（名称は都道府県により異なる）などの教職員が働いている。優れた教職員を採用することはどの教育においても重要な課題であるが、職業学科の場合は、その人材雇用が産業界と競合するために切実な問題となる。

2 教職員の養成と研修

(1) 旧学制下では、工業、商業、農業の教員は、実業専門学校などに付設された教員養成所が養成していた。戦後には、教員養成は大学で行うといいわゆる開放制が採用され、この種の養成施設がなくなった。このため、職業学科、特に工業科の教員の供給構造は不安定になっている。

(2) 職業学科の教員（特に教諭）については、産業界との賃金格差が大きい。職業学科担当者には、産振法による手当（7%）が支給されているが、それでも（特に工業科の場合）産業界との差が解消されているわけではない。

(3) 職業学科拡張政策がとられた1960年代には、高卒を入学資格とする修業年限3年の臨時工業教員養成所を設ける（8年間の時限立法）などの施策がとられた。

(4) 1986年に実施されたある調査¹⁸によると、専門教科担当の教員中で高校職業学科（旧制実業学校を含む）出身者の占める比率は、農業54.6%，工業45.0%，商業47.9%，水産36%であった（普通科を含めた全体では高校職業科22.9%，旧制実業学校4.0%）。

また、専門教科担当者で、教師外の就職経験を持つ者は、農業39.4%，

工業51.3%，商業41.8%，水産72.8%であった(普通科を含む全体では32.5%)。

(5) 近年、産業界等の人材活用のみちが開かれている。

(6) 教職員の研修

教員には、一般に、日常不断の研修が求められている。しかし職業学科の教員は、実社会の生産技術などの進歩・普及の動向にはとりわけ敏感でなくてはならない。その実社会の動向を直ちに教えなければならないわけではないが、新知見や広い視野を持つことは教材解釈に影響するからである。

わが国では、いわゆる行政研修は盛んだが、教師がその専門に関して組織的に学習する機会には恵まれていない。自発的な学習が求められている。

いわゆる官製の研究団体のほかに、いわば手弁当で仲間が自発的に集まって研究する技術教育研究会、全国農業教育研究会、商業教育全国協議会などの民間教育研究団体の運動が盛んであることは、現代日本の教育の一つの特色となっている。

3 教師の生きがい

教師はやりがいのある重要な職業である。そこには、精力を打ち込むことによって、子供・青年を成長させ、発達させるという喜びがある。しかし、社会的威信、給与などの面で優遇されているとは必ずしもいえないことに問題がある。

7 高校職業教育の矛盾と課題

1 私費負担が大きいのにかかわらず専修学校が盛行していることは、職業教育の存在価値を一面で裏書きしている。しかし、現実には高校職業教育は多くの矛盾と困難を抱えている。

2 制度的には、普通科と同じ修業年限で、高校普通教育と職業教育を併せ行わなければならないという困難な課題を含んでいる。

3 しかし、今日の高校職業教育が直面している以下に述べるような問題は、少なくとも直接には上述の制度上の難点に由来するものではない。職業

学科からの大学進学を困難にしたことが、職業学科の地位低下を促進した事実を軽視することはできない。

4 今日の高校職業教育の悩みは多いが、多くの者は、入学してくる生徒の学力の低いこと、学習意欲の低いことをあげ、希望ではなく「学力」で彼らの進路が決められているからだと指摘している。

5 このように問題を整理すると、中学校（の教師）からは、子供たち全員の進学を保障しようとする限りはそうせざるを得ないと反論される。

6 問題は根深く、かつ相互に関連し合っている。必要もない職業学科が存在しているからだという短絡的思考は、部分的には正しい場合もあるが、全般的には、1に指摘した専修学校の盛行からみても正確ではないであろう。

問題の根底に、高学歴化が進行する中で、学歴主義、学校歴主義が厳然として存在するという事実、能力主義教育政策がこれを助長しているという事実を見逃すことはできない。

7 肉体労働蔑視などの社会環境を無視することもできない。

注)

1) 原正敏「教育内容研究は敗戦から何を学んだか——技術教育の場合（その2）」『教育』1968, 第226号

2) 佐々木享『高校教育論』の第4章「総合制の原則をめぐって」参照

3) 55年改訂の詳細については、佐々木享『高校教育の展開』(1979年、大月書店), 第4章「高校教育課程の性格の問題」を参照

4) 詳細は、佐々木享「高校の学科家庭科に関する覚書」『名古屋大学教育学部紀要』第34巻, 1988年3月, 参照

5) 『佐々木輝雄職業教育論集第2巻——学校の職業教育』1982年, 参照

6) 原正敏「高校連携と技術教育」『教育学全集14』小学館, 1968年

7) 1964年に始められた日野自動車の企業内教育施設と都立八王子工高定時制との連携は、1968年3月に会社のつごうで打ち切られた。鈴木「高校定時制教育の課題と独占資本の要求」, 国民教育研究所編『高等教育多様化と入試制の問題』労働旬報社刊, 1968年, 参照

8) 佐々木享「高校教育課程における実生活との結合と乖離と—『家庭一般』女子必修方式解体によせて」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第36巻, 1990

9) これら3学科については、佐々木享「情報関連学科・電子機械科の教育課程について」

『技術教育研究』第34号、1989を参照。

- 10) 例えば、文部省初等中等教育局『進路指導の現状と問題——中学校・高等学校における進路指導調査報告書』1973
- 11) 名古屋大学 SEOP 研究会『中学生・高校生の生活と意識——職業的自我の形成に関する研究(中間報告)』1982
- 12) 横山源之助『日本の下層社会』1898、農商務省『職工事情』1903、細井和喜蔵『女工哀史』1929年、など
- 13) 大江志及夫『日本の産業革命』1967
- 14) 山本茂実『ああ野麦峠』、これは映画、演劇になっており、日本資本主義発達史を理解するための絶好の教材となっている
- 15) 農商務省懸山局『懸夫待遇事例』、夏目漱石『坑夫』など
- 16) 『産業教育七十年史』p.898
- 17) 阿部重孝「教育制度上より観たる職業指導」、大日本職業指導協会編『職業指導講演集』1932
- 18) 日本高等学校教職員組合技術・職業教育検討委員会『高校における技術・職業教育の発展のために——技術・職業教育検討委員会報告』1987、p.23。この調査は、日高教組織のある11道県下の職業学科を持つ高校の教員2,019名について行われた